

平成30年度
津市職員採用試験
(職務経験者対象)
(平成31年度採用予定)



受 験 案 内

【募集職種】

事務職、言語聴覚士

【受付期間】

平成30年8月3日(金)から平成30年9月28日(金)まで

あなたがこれまで培った知識や経験を市政に活かしませんか！！

次のような方で、津市や市民のために働きたいという意欲がある人をお待ちしています。

- 民間企業等で培われた豊富な知識や経験を津市の行政に活用したいと考えている方
- Uターン就職等、故郷に貢献したいと考えている方
- 地域に根差した仕事をしたいと考えているU・Jターン就職志望の方 等

津市 総務部 人事課(本庁舎7階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

電 話 番 号 059-229-3106

ホームページ <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用 予定 人数	受 験 資 格	
		経 歴、免 許 等	生 年 月 日 等
事 務 職	三 人 程 度	平成25年4月1日から平成30年7月31日までの間に、民間企業等における職務経験が3年以上ある人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学院修了 昭和34年4月2日以降昭和60年4月1日までに出生の人 ○ 大学卒 昭和34年4月2日以降昭和62年4月1日までに出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒 昭和34年4月2日以降平成元年4月1日までに出生の人 ○ 高等学校・中学校卒 昭和34年4月2日以降平成3年4月1日までに出生の人
言 語 聴 覚 士	一 人 程 度	平成25年4月1日から平成30年7月31日までの間に、医療機関、社会福祉施設等における職務経験（言語聴覚士としての職務経験に限る。）が3年以上ある人で、言語聴覚士免許を有する人	○ 昭和34年4月2日以降昭和62年4月1日までに出生の人
すべての職種に共通する受験資格 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人で通勤可能な人			

【注意事項】

- (1) 上記の「民間企業等における職務経験」「医療機関、社会福祉施設等における職務経験」には、会社員・自営業者・公務員等として1年以上継続して勤務した期間が該当し、また、当該期間が複数ある場合は通算します。当該職務経験の対象となる雇用形態は、原則として正社員（正職員）としますが、正社員（正職員）以外の雇用形態であっても、1つの事業に1週間当たり30時間以上従事している場合に限り、正社員（正職員）の職務経験とみなします。ただし、本市職員としての経験は対象外とします。
また、当該期間の算定については、月単位で計算を行います。月の途中での就労及び退職は、就労及び退職日を含む月を1か月とみなします。ただし、同じ月に重複する職歴がある場合は、一方のみを算入します。
- (2) 最終合格者については、上記の職務経験を確認するため、当該職務経験に係る在職証明書（原則として、勤務先による押印等が必要です。）を提出していただきます。当該職務経験が確認できない場合は、採用されません。
- (3) 複数の職種を同時に受験することはできません。
- (4) 平成30年8月1日現在に本市職員（任期付職員、非常勤職員及び臨時職員を除く。）である方は受験できません。

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
事 務 職	一般行政事務
言 語 聴 覚 士	音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある方のその機能の維持向上を図る訓練業務等

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

平成30年8月3日(金)から平成30年9月28日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市職員採用試験(職務経験者対象)申込書(受験票付き)-----1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

(印刷用紙は白色のA4版(縦:29.7cm、横:21cm)を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。)

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。

イ エントリーシート(No.1、No.2及びNo.3)-----それぞれ1通

※ エントリーシートは、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

(印刷用紙は白色のA4版(縦:29.7cm、横:21cm)を使用し、それぞれ1枚ずつ片面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及びそれぞれ1枚ずつ片面印刷していない場合は、受理できません。)

※ エントリーシートは必ず受験者本人が直筆で記入するものとし、黒のボールペン又はインク(消せるボールペンは使用できません。)を使用し、楷書で丁寧に書いてください(コピーの提出は受理できません。)

※ 所定の枠内に記入してください。また、別紙や資料等を添付することはできません。

ウ 返信用封筒-----2通

※ 返信用封筒のサイズ:長形3号(縦:23.5cm、横:12cm)

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る可否の通知を送付しますので、82円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名(敬称は「様」)を記入してください。

(3) 提出方法

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験(職務経験者対象)申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

平成30年9月28日(金)午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当(津市本庁舎7階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課あて

※ 提出方法は原則郵送のみとなりますので提出書類に不備等がないよう十分注意してください。

※ 郵送による提出を原則としますが、やむを得ず上記送付先に持参する場合であっても、その場での受付は行わず、郵送による提出と同様の取り扱いとします。

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却(返信用封筒により返送)し、又は受験を無効とすることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 平成30年10月9日(火)までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課(電話番号059-229-3106)へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による提出はできません。

オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。また、再提出を行うことはできません。

4 第1次試験

書類選考を行います。

(1) 選考の内容

エントリーシートに記載された内容に基づき選考します。

(2) 結果発表

平成30年10月中旬に受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

ア 社会人基礎試験

※ 職務基礎力試験(社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野及び論理的な思考力を問う分野の3分野に関する択一式による筆記試験)及び職務適応性検査(社会人の職務・職場への適応性を性格傾向の面から検証するための択一式による筆記検査)

※ 試験問題及び検査問題は、活字印刷文で出題します。

イ 口述試験(個人面接)

(2) 試験日

平成30年10月27日(土)又は平成30年10月28日(日)の2日間(予定)

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

(4) 結果発表

平成30年11月中旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験（個人面接）

(2) 試験日

平成30年11月下旬

詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

平成30年12月中旬に第3次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、平成31年4月1日に採用する予定です（当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります。）。

(2) 上記(1)の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。

なお、当該繰上げを行う期間は、2020年3月31日までとします。

(3) 受験資格を満たさない場合又は申込書等に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

9 採用後の給与等

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

【給与等のモデル】

職務経験年数等	職名	条件	給与月額（年収）例
38歳 大学卒 （職務経験16年の場合）	主査	配偶者、子2人	約32万円 （年収約520万円）
44歳 大学卒 （職務経験22年の場合）	担当副主幹	配偶者、子2人	約36万円 （年収約595万円）
50歳 大学卒 （職務経験28年の場合）	担当主幹	配偶者、子2人 （子の1人は16歳 ～22歳）	約43万円 （年収約695万円）

※ 上記給与月額例には給料のほかに、地域手当（勤務地：津市）、扶養手当及び時間外勤務手当（又は管理職手当）を含んでおり、学歴、職務経験等により異なります。また、年収例には期末手当及び勤勉手当（平成29年度実績4.4月分）を含みます。

なお、時間外勤務手当については、平成29年度1人当たりの平均時間外勤務時間数を元に算出しています。

※ 扶養手当については、扶養親族である子がある場合はそれぞれ月額10,000円（満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子がある場合はそれぞれ月額5,000円加算）、子以外の扶養親族がある場合はそれぞれ月額6,500円支給されます。

※ 平成30年8月1日時点の条例等に基づき算出したものであり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。

10 勤務条件等

（1）勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務内容等によって異なる場合があります。

（2）勤務場所

本庁、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

（3）休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務場所により異なる場合があります。

（4）休暇等

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業等があります。

（5）福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

（6）人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する部課等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

イ 研修制度

階層別研修、実務研修、職務実践研修、派遣研修など様々な研修を実施しています。

11 その他

(1) 条件付採用について

採用後6か月の間は、地方公務員法第22条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(2) 問い合わせ

この試験の詳細については津市総務部人事課（津市本庁舎7階）までお問い合わせください。
電話番号（059-229-3106）

◎ 日本国籍を有しない人が津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職及び技術職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職及び技術職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公権力の行使」に係る職務について

「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。